

論 説

金融の公共性・国際公共性諸学説の検討（2）

—「公共財」論の問題点—

紀 国 正 典

I はじめに

われわれは金融の公共性・国際公共性の具体的性格を解明するために、これにかかる諸学説の検討を始めた。前回は、金融の外部性的性格でもって、公共性を論じる学説について考察した。¹⁾

ここでは、公共経済学のいう「公共財」論について検討してみたい。公共経済学の「公共財」論は、公共性研究に対して大きな影響力をもっており、公共性研究をすすめるさいには、これを無視することはできない。また金融の公共性研究という視点からも、この「公共財」論の果たしている役割は重大であって、これを検討する意義は大きい。

以下、第Ⅱ章で「公共財」論が金融の公共性研究に及ぼした影響について検討し、第Ⅲ章ではその国際版である「国際公共財」論が、金融の国際公共性研究にもたらしたものについて批判的に考察する。

II 「公共財」論と金融の公共性

公共経済学の「公共財」論が、金融の公共性研究に対して果たした役割は、決してかんばしいものではない。それどころか金融の公共性研究の発展を妨げてしまったということもできる。金融の公共性研究に及ぼした影響力は大きいが、それはプラスの影響ではなくマイナス影響という点で強いものであった。

公共経済学は、非排除性と非競合性という性質や属性をもつ財を、「公共財」と定義する。これに加えて非選択性や不確定性が付け加えられる場合もある。そして公共財の定義をその財の特性や属性から判断しようとした、これによって純粋公共財、準公共財、私的財の分類を行う。²⁾

非排除性とは、ある財・サービスの消費について特定の人の消費を排除できないことであって、例えば国防、警察、消防、公園、灯台、街灯などの財・サービスなどが例示されている。たとえ話によく出されるのが灯台や街灯であって、いったん灯台や街灯が点灯すればその利用を排除できないというように説明されている。

非競合性とは、ある人の財・サービスの消費が他の人の消費を妨げないことであり、さらに他の人がその財・サービスの消費に新たに加わってもその追加的費用は必要でないこと（等量消費性）であるとも説明されている。非競合性についても前述のケースと同様、国防、消防、公園、灯台、街灯などの財・サービスの消費がその典型として示されることが多い。例えば、公園や街灯は一人の消費者が利用しても二人の消費者が利用しても得られる満足度に違いないと、解説されている。

このような定義の問題点とその批判を、すでにわれわれは指摘した。それをまとめてみると、次のようになる。³⁾

第1に、公共財の定義を、財・サービスの素材的特性や物理的属性に求めたことが、そもそも誤りの出発点である。公共財であるかどうかは、財・サービスの利用方法や利用様式で評価・判断しなければならないのである。⁴⁾

第2に、その素材的特性・物理的属性として非排除性をもつ財・サービスなど存在しないことである。

いかなる場合でも、いかなる財・サービスの消費に際しても、特定の人を消費から排除することは、物理的・技術的・制度的に可能である。国防、警察、消防などの財・サービスも、ある人の安全を対象外に置くように、サービス供給や施設の配置を行うことは可能である。ただしある特定の国民の利用の排除が困難なのは、あるいは排除費用が高くつくのは、その財・サービスの利用についてもともと国民的規模や単位での共同利用関係が組織されており、強制的

な共同利用関係の中に置かれているからである。利用を排除できないから、あるいは排除費用が高いから公共財であるのではなく、公共財であるから（すでに共同利用関係が組織されているから）その利用を排除できないし排除費用が高くなるのである。灯台や街灯の例でも、料金を払って船や人の通行時間だけ点灯することができ、ただ乗り（フリーライダー）に対しては、監視や監督指導などの方法によって技術的に排除は可能である。

第3に、その素材的特性・物理的属性として非競合性をもつ財・サービスなど存在しないことである。

例えば国防や警察などの治安サービスにおいて、ある人の安全がより保護されるようにサービス供給やその施設の配置が行われるならば、他の人の安全がそれだけ保護されなくなるのであって、競合性は発生する。もしサービス供給能力や供給量が減少すれば、それだけ競合性は強まる。公園を例にみても、一人で十分なスペースを利用できる場合と比べ、二人で利用するときには必要なスペースを確保できないなどの制約を受け、満足度も低下する。公園の利用者が増加すればするほど競合性は強くなり、公園の清掃や整地などの追加費用は累増する。

共同利用されている財・サービスには、程度はどうであれ、その本来の性質として競合性が備わっている。財・サービスの供給能力や供給量が一定ならば、ある人がより多くを消費すれば他の人の消費可能量はそれだけ減少し、満足度も低下する。非競合性と表現できる状況が発生するのは、構成員個々人のすべてが十分にそして同等に消費できるように供給が行われている場合である。

第4に、素材的特性・物理的属性として非競合性をもつ財・サービスに公共財を求めた結果、公共財というものが訳の分からぬあやふやなものに拡大していくことである。

公共財の定義としての非競合性が無限定的に拡大使用され、公共財といわれるものが、どちらかというと財よりもイメージ的に消費分割できなさそうなサービス分野、消費しても減らなさそうな無形物や無形財産、消費しても減らなさそうで誰もが同等に享受できそうに感じさせる平和、安全、秩序などといった、一般的・全体的・抽象的表現物や概念に広げられていったのである。

以上4点にわたって公共経済学の「公共財」論の問題点について指摘してきたが、これが金融の公共性研究に及ぼした影響は重大である。なぜならそれは、公共性研究の対象から金融分野を遠ざけてしまうという結果をもたらしたからである。またこの「公共財」論を金融分野に適用したケースであっても、金融システムそのものや金融の直接の働きや機能に対してではなく、その部分的因素に公共財を求めてしまうという状況を引き起こしたのである。

金融分野においてこの「公共財」論にふれた研究は、上記の理由からそもそも少ないが、そのいくつかを取り上げてみよう。

ある見解は、金融システムに対する評判や信頼が公共財である、という。これは金融市場における市場の失敗を矯正するために、規制・介入が必要であることを示そうとして、「公共財」の定義にふれたものである。⁵⁾

そこで「公共財」の定義は、街灯をその例として説明していることが示しているように、財・サービスの特性・属性としての非競合性と非排除性である。街灯はAが歩いている道を照らしてくれるが、そこを同時に歩いているBにとってその分道が暗くなるということはありえないで非競合性をもつ。また、Aが歩いているときには街灯は道を照らすが、Bのときには消灯してしまうというようなことは考えられないので、非排除性をもっているという。

このような財の特性のため公共財の費用をその利用者から徴収することは困難である。その状況では、どの人も誰か他の人が料金を払ってくれるのを待とうとして、フリーライダー（ただ乗り）問題が起こる。したがって、市場にまかせておいたのでは公共財の供給は過小になってしまいがちになるので、規制・介入が必要と、この見解はいう。

そこには金融システムに対する一般の評判や信頼が公共財である理由を明瞭に表した記述はないが、その論拠に街灯の事例をあげていることから推察できるように、それが公共財の特性・属性である非競合性と非排除性をもっているからである。一般的の評判や信頼は、ある人がその便益にあづかっても（それを消費しても）、他の人のそれによる便益（消費）を妨げはしないし、ある人によるその消費は他の人の消費を排除しない。つまり非競合性と非排除性をその特性・属性としてもっていると、このように主張しようとしているのである。

したがって、市場にまかせておいたのではフリーライダー問題、つまり、ある人が全体に対する評判や信頼を高めるために費用を支払っても、その費用を支払わない人（実際には評判や信頼を落としている人）も、その便益を受けることができ、結局、誰もがその費用を支払わないこと、つまりみんなが評判や信頼を引き下げる行動に走ることになってしまうという状況を引き起こす。この結果、公共財の過小供給、つまり全体としての評判や信頼を落としてしまうという結果を招くというのである。

ここでの問題は、なぜ、金融システムそのものでなく、金融システムについての評判や信頼が公共財となるのか、という点である。論者は「うまく機能する金融システムも公共財である」という説明をしているが、これはうまく機能する金融システムに対する評判や信頼という文脈で使用したものである。

たしかに一般の評判や信頼は、ある人がその便益にあづからずとも、他の人のそれによる便益を妨げはしないし、ある人によるその消費は他の人の消費を排除しない。したがって非競合性と非排除性があるといわれると、否定しがたいように思える。さらに、ある人が全体に対する評判や信頼を高めるために費用を支払っても、その費用を支払わない人も便益を受けることができるので、誰もがその費用を支払わないこと、つまりみんなが評判や信頼を引き下げる行動に走ることになってしまい、全体としての評判や信頼を落としてしまうという話も説得的である。

しかし、これはたいへんごまかしであって、財・サービスの特性・属性としての公共財の定義が、いかにいい加減なものであるかの典型的な事例である。

なぜなら、ここで非排除性と非競合性があるといわれているものは、あらかじめそのような性質が生まれるように操作されたものであり、しかもその性質をもつように限定することによって、最初からすでにそのような性質をもつことを想定されているものだからである。

一般の評判や信頼というものは、個別それぞれに対する評判や信頼の全体的・集計的・平均的総和として表わされたものであり、そのように表現された状況概念である。したがって個別を最初から排除していないことで生じる非排除性という現象や、個別が総和のなかに埋もれてしまい、他の個別と区別がつかな

くなることによって生じる非競合性という現象が生まれるのは、しごく当然のことである。そして個別に対する評判や信頼と切り離して全体の評判や信頼だけに限定するならば、ある個人が一般の評判や信頼のなかに隠れてフリーライダー行為に走ることは可能であるが、それはあくまで全体に埋もれて他の個別との区別がつかないという前提でのみ、発生することである。もし個別それぞれに対する評判や信頼が存在するならば、フリーライダーなどは起こり得ないし、起こっても個別への評価が定まるまでの一時的なものである。また通常は、個別は全体とは区別されて独自に存在するのが自然である。

最初から全体的・集計的・平均的総和として表わされたものや、そのように表現された状況概念を、そのように限定して取り上げ、その全体的・集計的・平均的性質をもって、非排除性とか非競合性というのであるから、これがごまかしでなくて何であろう。平和、安全、秩序などが非競合性や非排除性をもっているから公共財だという論法も、これと同様のごまかしである。全体的・集計的状況を表す概念が公共財であるというのなら、この世のなかに公共財はたくさんある。例えば、平穏、安定、安泰、均衡、調和、全体の幸福、これらも公共財となる。このような状況がいったん発生してしまえば、その状況において、ある人によるその消費は他の人の消費を排除していないし、妨げてもいいないのである。

公共財とは、あくまで財・サービスなどの利用対象物でなければならぬし、その財・サービスの供給体制や供給システムと切り離して存在するものではない。一般の評判や信頼、平和、安全、秩序などの概念は、全体的・集計的・平均的状況を示す概念であって、公共財の対象となる財・サービスなどの利用対象物や供給システムそのものではないのである。ただし、これらの全体的状況概念は、他方では集合的成果や利益そしてその実現状況を表した概念もある。したがってこれは共同利用という人間の営みによって生じる共同利益を示したものであり、さらにこれはその共同利用行為の集合的成果を計測する基準としても重要である。このことについては後述する。

このように、この「公共財」論は、金融の公共性や公共財についての議論を、金融や金融システムそのものから遠ざけてしまい、金融システムに対する一般

の評判や信頼という怪しげなものに振り向けてしまうという役割を果たすことになったのである。

これと同じ論法の金融の「公共財」論は、ほかにもある。ある見解は、銀行預金に対する人々の信認が、個々の銀行の安定的な経営を支えているという意味で一種の公共財として機能する、という。この見解も、金融市場における市場の失敗を防止するために公的規制が必要であることを示そうとして、「公共財」の定義にふれたものである。⁶⁾

銀行預金に対する信認が確固としたものならば、個々の銀行経営が不良であっても良好な経営を進めている銀行と同じように預金を受け入れることができる。人々の預金に対する信認が揺らげば、個々の経営内容の良し悪しに関係なく、人々は預金を引きだそうとする。一つの銀行の経営破綻は預金に対する信認を傷つけるが、個々の銀行経営は信認の公共財としての側面を無視する傾向をもつ。つまり預金に対する一般の信認という一種の公共財を生産するためには、市場の対応は十分効率的でないので、銀行預金に対する信認を維持し、決済制度の安定性を保つためには公的規制が必要であるという。

ここでの問題も、なぜ、銀行そのものや銀行が担う金融システムではなく、銀行預金に対する一般の信認が公共財となるのか、という点である。

これについても銀行預金に対する一般の信認が公共財である論拠を明瞭に論じた記述はないが、議論の展開をみれば先に検討した見解と同じ論法が用いられていることが分かる。したがって、先に述べたことと同様の問題点を指摘することができる。

ただし、他方でこの論者は、銀行が公共性の高い産業であること、そしてその場合の公共性とは、信用秩序の維持と預金者の保護をはかるためその経営の健全性を維持することであることを主張する。ここでは公共財と公共性という概念が、異なった意味合いで使用されているのである。しかし、公共性があるという対象物が公共財でなければならないのであって、これは統一的に使用されるべきものである。公共財という概念を公共性とは異なった意味合いで使用してしまったことをみても、公共経済学の「公共財」論の影響力の大きさがうかがわれる。

預金融機関が提供する決済システムが、実物経済の取引にとって一種の公共財としての役割を果たしている、という見解もある。⁷⁾

これは金融分野において二重の意味で外部性が重要であることを示し、その関係で公共財について言及したものである。一つの外部性は、個別金融機関の倒産が金融部門全体の崩壊をもたらす可能性のことであり、もう1つの外部性が、預金融機関が提供する決済システムが実物経済の取引にとって、一種の「公共財」としての役割を果たしていることであるという。そして、銀行部門が存立できるかどうかは、金融業の利益だけでなく全経済取引にとって重要であって、金融システムの崩壊が金融恐慌となり、実体経済に破壊的な影響を与えることを避けるために金融規制が必要であるという。

この見解はこれまでのものと違って、金融システムの機能そのものに、公共財としての性質を求めるようとしたものであって、その点は評価できる。しかし、ここでいう公共財とは、何をもってそういうのか、これについては何も語っていない。また非競合性、非排除性という「公共財」論の定義が使用されているのかいないのかも、不明である。一つの大きな疑問は、なぜ金融の決済システムだけが公共財なのかについてである。決済や貸借機能もふくめ、金融システム全体について、公共財の議論を展開すべきであろう。

このように、公共経済学の「公共財」論は、金融や金融システムそのものを公共財の適用対象とすることから、目をそむけさせてしまい、金融の公共性研究をゆがめてしまったのである。いわば過小適用という状況を引き起こしてしまって、金融における公共性研究の発展を妨げたのである。

どうしてこのようなことになってしまったのか、その原因を考えてみよう。

第1に、非排除性を厳密に適用すれば、金融や金融システムは「公共財」論の適用対象からはずれてしまうからである。

金融や金融システムにおいて、ある特定の人をその金融サービスの利用から排除することは可能である。通貨や決済口座の利用や預金、借り入れなどから、特定の個人や企業を排除することはいつでもできる。実際に銀行は信用リスク管理として、日常的にある特定個人や企業を借り入れから排除・選別している。「公共財」論のいう非排除性とは、財・サービスの特性・属性としてのそれで

あるので、金融サービスの利用からの排除が可能であるということは、金融や金融システムが非排除性をもっていないことになってしまい、「公共財」の適用対象から除外されてしまうのである。

第2に、非競合性についても同様に、これを厳密に適用すれば、金融や金融システムは「公共財」論の適用対象からはずれてしまうからである。

金融サービスにおいて、ある人が支払いのためにある通貨を利用したら、その時点でのその通貨に対する他の人の利用可能性を無くしてしまうし、またある人が資金の貸し付けを受ければ、その分、他の人の借り入れ可能量を減少させることになる。金融サービスには競合性があり、ある人による金融サービスの利用は他の人の利用と競合するので、金融や金融システムは競合性という特性をもっているのである。「公共財」論のいう非競合性とは、財・サービスの特性・属性としてのそれであるので、金融サービスの利用において競合性があるということは、金融や金融システムが非競合性をもっていないことになってしまい、「公共財」の適用対象から除外されることになるのである。

第3に、非排除性・非競合性という性質をその特性・属性として満たす好都合なものが、金融分野にあったからである。それが一般の評判、信頼、信認という全体的・集計的・平均的状況概念であり、これを首尾よく公共財に仕立てることができたので、金融や金融システムそのものを公共財として議論する必要性がなくなったのである。

第4に、非排除性と非競合性を完全に満たすといわれている「公共財」は、国防・警察・消防などの公的サービス分野であるので、「公共財」論の関心事項はもっぱら財政分野にあり、金融分野はもともと「公共財」の適用対象外だったからである。しかも、議会や選挙を通じた公共選択によって資源分配が行われる財政などの公的部門と異なり、金融分野は市場原理によって資源分配が行われる民間部門であるので、公的部門中心の「公共財」論の守備範囲外にあつたからである。

しかし、公共経済学が非排除性や非競合性に公共財的性格を求めるようしたことにも理由がない訳ではない。⁸⁾

財・サービスの特性・属性としての「非排除性」は誤りであっても、利用方

法や利用様式としての非排除性に公共財的性格を求めるることは間違っていない。利用方法や利用様式としての非排除性とは、他人の消費・利用を排除しない利用方法であって、共同で消費・利用することである。このような利用様式によって消費・利用される財・サービスが共同利用財（共同利用的側面での公共財）としての性格をもつ。公共経済学が「公共財」と認識していたのは、共同利用という行為側面である。

また同様に、財・サービスの特性・属性としての「非競合性」は誤りであっても、多数の利用者すべてにサービスや利益を提供できるように財・サービスを供給すること、利用者すべてが権利としてその利益にあずかることができるようによること、この意味で非競合性を使用することは間違いではない。財・サービスの共同利用によって生じる利益が構成員すべてに同等に帰属する場合に、この財・サービスは共同利益財（共同利益的側面での公共財）となる。財・サービスの利用によって生じる利益が特定の人だけに帰属する場合には、この財・サービスは私的財である。公共経済学が「公共財」と認識していたのは、共同利益という行為側面である。

さらに公共経済学は、公共選択論という、財政分野における共同物の管理と資源分配の方法論を提起している。公共財における共同制御という行為側面についても認識していたとわれわれは考える。

したがって、われわれは、公共財あるいは公共性をもっていると言われる対象物は、それらが利用者全体によって利用されるものであること、その利用が構成員全体にとっての利益であること、さらに構成員全体の利益を実現するためになんらかの共同制御が実施されていること、この共同利用、共同利益、共同制御という三つの行為側面を、どのような程度であれ、なんらかの形でもつていることを主張してきたのである。さらに、この行為側面のそれぞれについてより具体的で多様な行為様式が存在し、そのそれぞれについてより動態的な行為運動があり、そのそれぞれについてその質的程度性は異なっているので、その行為側面のそれぞれに分解し、行為動態的に考察する必要性もある。またこの三つの行為動態は、行為側面であるので当然にお互いに相互関係にあるので、その相互関連性を検討して、統一的に検討する必要性もある。以上の公共

性に関する方法論を、われわれは公共性三元論と名づけた。⁹⁾

われわれは公共財の議論を金融分野においても展開すべきものと考えているのであるが、それは財・サービスの特性・属性としての非排除性・非競合性ではなく、公共性三元論の方法論で発展させるべきものと考える。

それは、金融システム（決済や貸借システム）そのもの、つまり金融における働きや機能について、その共同利用的性格、共同利益的性格、共同制御的性格を科学的・具体的に解明、検証することである。そしてこの金融の共同利用的性格、金融の共同利益的性格、金融の共同制御的性格の、そのそれぞれについて質的度数性と発展度を解明し、これについての理論的動態と歴史的動態を相互関連的に考察することである。このような議論を展開することによって、金融における公共性研究を発展させることができると、われわれは考える。

III 「国際公共財」論と金融の国際公共性

公共経済学の「公共財」論が、金融分野に対していわば過小適用という状況であったことは前述したとおりであるが、これと対照的に、国際政治・経済分野や国際金融分野においては、これが「国際公共財」論として大々的に応用・発展させられ、過大適用といってよい状況を引き起こしている。国家主権で分裂している国際社会に対しては、一元的・集合的性格を基調とする非排除性や非競合性は本来的に適用困難であるとの印象をもつが、不思議なことに、この分野においてこのような「公共財」論が大きな影響力を發揮したのである。

国際公共性に關係した多数の重要な研究成果を発展させてきたのが、国際政治・経済学分野におけるアメリカの国際政治経済学派（International Political Economy:IPE）である。これには、ネオ・リアリズムの潮流に属するといわれる霸權安定論者とネオ・リベラリズムの潮流にあるといわれる相互依存論者がいる。本稿でとりあげる「国際公共財」論に大きく關係しているのは、霸權安定論者であるので、これについて検討してみよう。¹⁰⁾

霸權安定論者の国際公共性論にかかわる代表的な見解や共通点を、われわれは次の四点にまとめた。¹¹⁾

(1) 政治的・軍事的・経済的に超大国である霸権国が国際公共財を供給することによって、国際的な政治・経済システムの安定や繁栄がもたらされる。パックス・ロマーナ、パックス・ブリタニカ、パックス・アメリカーナ（アメリカによる平和）がその例であり、1930年代の大不況はイギリスやアメリカなどの霸権国が、国際公共財を供給する責務を果たさなかつことに起因する。

(2) 国際公共財とは、平和・安全保障、航海・通商の自由と安全、市場の開放や自由貿易制度、資本不足国への資金供給や援助、国際通貨システムや為替相場の管理、マクロ経済政策調整、金融不安の際の国際的な最後の貸し手としての役割、所有権の国際的普及、重量基準の国際的規格化などである。なかにはパックス・アメリカーナというアメリカの霸権システムや秩序そのものが国際公共財であるとまでいう論者もいる。

(3) 上記の国際公共財の定式化には、公共経済学のいう公共財の定義、いわゆる非排除性（ある人の消費を排除できないこと）と非競合性（ある人の消費が他の人の消費を妨げないこと）という二つの基準が国際的レベルで適用されている。

(4) 霸権国は、国際公共財の費用負担の過大化や非霸権国のフリーライダー（ただ乗り）行動により衰退を余儀なくされ、そのことによって世界の政治・経済は不安定になり混乱をきたす。

このような霸権安定論者の「国際公共財」論を、われわれは、公共性三元論を国際的に発展させた国際公共性三元論にもとづいて、批判的に検討してきた。

国際公共性三元論とは、共同利用、共同利益、共同制御という三つの行為側面で構成された公共性を、国境をこえた空間に応用・発展させたものである。これを発展させれば、国際公共性とは、国際共同利用、国際共同利益、国際共同制御という三つの行為側面によって構成された行為動態ということになる。共同利用の範囲が国境をこえて広がった場合の利用諸関係が国際共同利用である。共同利用によって生じる集合利益が国境をこえた範囲に平等に還元されるのが国際共同利益である。さらに、国民国家の協同作業あるいは国境をこえて権限を行使できる組織や機関を創設することによって、国際共同利用が国際共同利益を持続的に創出できるようにコントロールするのが国際共同制御である。¹²⁾

この国際公共性三元論にもとづいて霸権安定論者の「国際公共財」論に対する批判と評価をまとめたものが、次のものである。¹³⁾

第1に、国際公共財と定義されているのは、霸権国が供給するか霸権国に所在する対象物であって、それらを複数の関係国が国際共同利用するからである。したがって、国際共同利用という行為側面からだけで評価すれば、国際公共財ということができないわけではない。

第2に、国際共同利用するのは霸権国によりその利用を許可された特定の複数国（特定の同盟国、加盟国、契約国）であるので、共同利用の地域的範囲という視点からみた国際公共性的性格は、限定されたものである。共同利用の範囲的基準や質的程度から評価しても、その国際公共性的性格は低い。

第3に、霸権国が提供しそれを特定国に開放する国際共同利用の対象物は、平和や航海の安全を保障する軍事力、通貨・金融、資本供給、自由市場などが挙げられており、自然的存在物ではなく、主に社会的存在物である。なかには、これらの総体をふくめて霸権国による秩序そのもの、例えばアメリカによる平和（パックス・アメリカーナ）を国際公共財であるという意見もある。

第4に、上記の国際公共財の認定に、いわゆる非排除性（ある人の消費を排除できないこと）と非競合性（ある人の消費が他の人の消費を妨げないこと）が国際的レベルで適用されているが、財の素材的特性として非排除性、非競合性を備えるものを公共財と定式化するのは誤りである。どういう対象物であっても共同利用する場合には、競合性が程度の差があれ発生するし、供給量を一定とおけば利用頻度が高まれば高まるほど、競合性が強まる。すべての人に等量消費を可能にするには、費用と便益についての共同制御が必要となる。上述した国際公共財がそれぞれ現実に非競合性をもっているかどうかについては、疑問が多い。また、国際公共財を例えれば平和や秩序などの漠然とした抽象的総称物に求めるのも誤っている。

第5に、霸権安定論者の国際公共財を国際共同利益の行為側面から評価すれば、その質的程度性は必ずしも高いとは限らない。霸権安定論者は、霸権国の提供する国際公共財の利益がおおむね、関係国（同盟国、加盟国）全体に還元されることを前提にして理論を開拓する傾向にあり、現実に国際共同利益を生

み出し還元されているのかどうかという点での具体的な検証や測定基準の検討を曖昧にしている。国際公共財といわれるものが霸権国に特權的利益や利権をもたらしていることが多い。いずれにしろその科学的・具体的な評価基準と検証が必要である。

第6に、霸権安定論者の国際公共財を国際共同制御の行為側面から評価すれば、その質的度数性がきわめて低い国際公共財である。この側面から厳密に評価すれば国際公共財の名に値しないといつても過言ではない。国際連合やIMFなどの国際組織は、加盟国の力や出資の大きい国に有利になっているとしても、一応、形式的に加盟国や出資国の意思が反映する仕組みを最低限にでも持っている。これと比較すれば、霸権国の提供する国際公共財の管理は、関係国や加盟国の共同制御の下に置かれているわけではなく、もっぱら霸権国の指揮・管理下にあるからである。

霸権安定論者が「国際公共財」であるという財・サービスのうち、金融に関する部分を取り上げてみれば、国際通貨システム、為替相場の管理、マクロ経済政策調整、資本不足国への資本供給、金融不安の際の国際的な最後の貸し手などの役割・機能である。米ドルが基軸通貨として国際通貨の役割を果たしていることは、国際金融の研究分野では通説として流布しているし、ドルが国際公共財であるとの意見はマスコミでもしごく当然に主張されている。¹⁴⁾

しかし、このような金融の「国際公共財」論は、あからさまな過大適用であって、このことが金融における国際公共性研究の発展を妨げてしまったのである。なぜなら、国際公共性についての科学的・具体的な評価基準をもうけないで、無条件に国際公共財と定義、認定してしまうことによって、国際公共性についての科学的・具体的な研究や検証を抑制してしまうという作用を果たしたからである。

このことは、上記の「国際公共財」論に対するわれわれの批判の視点を、金融の「国際公共財」論に当てはめてみれば明らかである。

第1に、ここで金融の「国際公共財」と認定されたものは、霸権国の、そして霸権国に所在する国民金融諸要素であって、それについての管理・運営権限や指揮権が利用関係国の共同制御の下に置かれているわけではなく、もっぱら

覇権国の指揮・管理下にあるからである。

ドルはあくまで米国の国民通貨であって、ドルを使用した金融政策の運営と調整権限は米国の中央銀行や政府のもとにある。為替相場の介入や管理権限も同様に米国の政府当局の指揮のもとにある。金融政策や財政政策などのマクロ経済政策調整も同様である。資本不足国への資金供給は、米国の国民通貨を使用し、米国に集まった金融資源を用い、米国の銀行や資本市場を経由し、米国の調整権限や金融主権の下で行われる。金融不安に対する国際的な最後の貸し手機能も、米国が発行権限をもつ国際通用力の高いドルを使用し、米国の指揮の下で発動される。以上のこととはわざわざ指摘するまでもない、しごく当然のことであるが、「国際公共財」論の議論の際には、どういうわけか見過ごされてしまうのである。

したがって国際共同制御の行為側面から評価すれば、その質的度はきわめて低いものであるし、この側面から厳密に評価すれば国際公共財ということなど、とうていできるものではない。

この側面から国際公共財の資格を得るために、例えば、欧洲単一通貨のユーロのように、各国中央銀行の代表者によって運営される欧洲中央銀行を創設し、それによって管理・運営されることが必要である。このような金融主権や権限の統合によってユーロは国民金融諸要素でなく、限定的範囲はあるが、国際金融諸要素になることができるるのである。

第2に、覇権安定論者は、覇権国の提供する金融の「国際公共財」の利益がおおむね利用関係国全体に還元されることを前提にして理論を開拓する傾向にあるが、実際にそれが金融の国際共同利益を生み出し、国際社会全体に還元されているのかどうかという点については、科学的・具体的な測定・評価基準と検証が必要である。

覇権国の国民金融諸要素が国際共同利用され、その利用割合が高まるにつれて、その国民金融諸要素はより強く国際金融機能を遂行することができるようになり、それは覇権国に国際金融権能利益を与える。国際金融権能利益とは、より多くの国際金融機能を遂行することによって生み出される特権的権限などの利益や金融利権の総称である。¹⁵⁾

「国際公共財」論者のなかには、基軸通貨である米ドルを国際利用することによって、為替リスクがなくなるとの国際利便を強調する論者もいるが、為替リスクが生じないのは、自国通貨が貿易や資本取引に利用されている基軸通貨国だけである。それ以外の国では、国際的な支払いや受け取りに利用した国際通貨を自国通貨に転換する必要があり、それによって為替リスクが発生し、個人や企業だけでなく国民経済レベルで為替リスク管理費用が必要になる。国民経済レベルでの為替リスク管理費用とは、基軸通貨の相場下落が自国通貨高を引き起こすことに対する対策（例えば円高対策）のために必要になる国民経済の構造調整費用や、為替相場への介入費用およびその損失であり、これは米国の経常収支赤字の増大につれて年々恐ろしいほど巨額なものになりつつある。為替リスク管理費用を負担しなくてもよいという特権的利益はわれわれの予想をはるかにこえる程のものである。これとともに、米国が巨額の経常収支赤字を出しても自国通貨で自動的な補てんが可能であるという特権的利益も大きなものになりつつある。

ドルはあくまで米国の国民通貨であって、その金融政策は自国の景気や物価対策という国内均衡のために運営されている。為替相場の管理も、これまでの経験ではその相場変動が自国に不利益をもたらすようにならない限り、米国が安定介入や協調介入に踏み出すものではなかった。例えば米国からの資本流出が資本市場や国債の相場下落（利回り上昇）などを引き起こすなどの事態を生じない限りである。国際的なマクロ経済政策調整も、米国の経済利益を最大限に優先しての国際調整であった。資本不足国への資本供給も、米国の巨大金融機関の営業シェアの拡張や米国の国際金融市场の拡大につながるときに、そして米国に金融利権をもたらす場合に、積極的に促進されたのである。国際的な金融不安の際の国際的な最後の貸し手機能も、その国際的危機や損失が米国に波及しない限り発動されるものではなかった。また国際的な金融の安全のためのイニシアティブも、米国の巨大銀行の金融利権や利益を守る必要性が生まれたときに、積極的に行使された。¹⁶⁾

しかし他方で、覇権国の国民金融諸要素が広く国際共同利用されているという状況は、集団的権限や組織力・交渉力、国際世論や国際的ネットワークを發

生させるので、これが適切・有効に行使される場合には、利用国全体へ集合的 利益を分配することも可能である。

例えば国際通貨の利用手数料が安価になったり、米国が経常収支赤字などの 金融節度を守り、為替相場の安定によって為替リスク管理費用が減少し、国際 取引の安全が促進されたり、適切な集団指導のもとで行われたマクロ経済政策 調整によって世界経済の安定が図られたり、資本不足国への資金供給が経済成 長を促進させたり、金融不安や金融危機に対処するための行動が適切に実施さ れるなどのことである。

ただし、覇権国の国際権能利益と国際共同利用者の利用者利益は矛盾した緊 張関係にあるので、覇権国の国際金融権能利益が増大し負担費用が減少すれば、 その分、国際共同利用者の利益が減少し負担費用は増大する。しかも、利用国 自らが国際金融権能をもつことによってしか、覇権国の特権的横暴を抑制でき ないことも、国際金融システムのかかえる大きな矛盾である。¹⁷⁾

利用国が国際金融権能利益を得ようとして、拙速的な金融の国際化をすすめ たことが、アジア通貨・金融危機の温床となり、また日本の金融不況をいっそ う激しくしたのである。われわれはこのような拙速を、国民金融諸要素間のグ ローバル競争が招いたのでグローバル拙速とよんだ。¹⁸⁾

以上のように、覇権国の提供する金融の「国際公共財」を国際共同利益の行 為側面から評価すれば、最初からその質的程度性が高いものであると断定する わけにはいかない。この側面から国際公共財であることを判断するためには、 いっそうの科学的・具体的な測定・評価基準が必要であり、それによる検証と 実証作業が不可欠である。

第3に、覇権安定論者の金融の「国際公共財」論の論拠として残るものは、 結局のところ、覇権国が供給するか覇権国に所在する国民金融諸要素が、複数 の関係国によって国際共同利用されているという形式的な側面だけである。

この国際共同利用という行為側面から評価して、その側面に限定したものと して、この覇権国の国民金融諸要素を国際公共財ということは可能である。国 際共同利用されている国際的な地域的範囲や取引に利用されている回数が高度 になればなるほど、その国民金融諸要素の国際公共財としての性格は強まる。

ただし、国際共同利用するのは霸権国によりその利用を許可された特定の複数国（特定の同盟国、加盟国、契約国）であるので、共同利用の地域的範囲という視点からみた国際公共性的性格は限定されたものであって、共同利用の範囲的基準や質的度から評価した国際公共性的性格も高いとは限らない。これについても科学的・具体的な測定・評価基準と、それによる検証と実証作業が必要である。

第4に、金融の「国際公共財」と定義されたものが、「公共財」の要件とされる、財・サービスの素材的特性・属性としての非排除性、非競合性を備えているものではないことである。国際公共財の認定は、いわゆる「公共財」論の定義からしても逸脱しているのである。このことから金融の「国際公共財」論が厳密な科学的検証に耐えられない、いかに曖昧であやふやなものであるかがわかる。¹⁹⁾

金融の「国際公共財」といわれるものについての国際的な利用排除は、裁量的・技術的・制度的に可能である。経済制裁として被制裁国の外国預金が封鎖・利用凍結された例があるし、ユーロ・ドル市場においても本国の本店を経由して特定国の預金を凍結したケースもある。まして利権をもたらさない国や敵対国に対して資本供給や援助を停止することは、何の問題もなく可能である。

またこの金融の「国際公共財」の利用には、国際競合性も発生する。ある特定国が基軸通貨を利用すればその分、他の国の利用を妨げるし、ある特定国への資本供給が増加すれば、それはそれ以外の国への供給を減少させるからである。

以上、国際政治経済学派を中心とする「国際公共財」論について検討してきたが、ほかにも非排除性と非競合性を使って国際公共財を求めようとした研究成果がある。それは地球的規模や範囲で国際公共財を理論化しようとした、たいへん意欲的な研究成果であって、地球公共財という新しい概念を提起している。それによれば、地球公共財は、「地球的規模の自然共有財」、「地球規模の人為的共有財」、「地球的規模の状態」と三つに分類されているが、本稿と関係するのが地球的規模の状態という地球公共財である。そこに分類された地球公共財には、平和、健康、自由貿易、貧困からの自由、環境の持続性、公正と正

義などとともに、金融の安定が取り上げられている。²⁰⁾

「金融の安定」が地球公共財だと主張する論拠は、その便益における非排除性と非競合性である。しかし「安定」という全体的・集計的・平均的状況を表す用語そのものが、同時に非排除的・非競合的状況を表す概念であるので、いわば同義反復しただけにすぎないことについては、すでに本稿でくり返し批判してきた。ここにおいても非排除性と非競合性を使った「公共財」論が、国際金融や国際金融システムについてではなく、国際的な金融の安定に国際公共財を求めてしまうという作用を引きおこしていたのである。

しかも、地球公共財の便益における国際的な非排除性と非競合性をこの研究が分類した表によれば、金融の安定については、非競合性は有るが、非排除性は部分的であるとの分析がされている。金融の安定という国際公共財は、公共財の定義である非排除性を完全に備えていないのである。この定義による公共財論の欠陥がここにも現れたといえる。非排除性が部分的にならざるを得ないのは、国際金融システムの発展が全面的でないからであって、一般的な状況概念に公共財を求めたことの矛盾がここに生じたのである。

ただし、この研究は、このような地球公共財が、全体的・集合的成果や利益を表したものであることを承知しており、これを最終地球公共財と呼ぶ。そして、これを生み出すための制度や組織を中間地球公共財と名づける。これは完成された最終生産財とそれを生み出す過程で役立った中間財という、生産工程での流れを応用したものである。中間地球公共財は、われわれのいう国際共同制御に相当し、最終地球公共財はわれわれのいう国際共同利益にあたるので、われわれと公共性に関する方法論を共有しているところもある。したがって、いちがいにこのような方法論を否定するわけにはいかないが、それでも非排除性と非競合性に公共財を求めるを受け入れるわけにはいかない。金融の安定ではなく、金融の国際システム（国際金融システム）そのものについて、そしてその国際共同利用的性格について国際公共財であるかどうかの議論が行われるべきである。そしてそれが金融の安定などの金融の国際共同利益を生み出すようにするために、どのような国際共同制御が行われるべきであるのか、このように多元的に課題を設定すべきである。

われわれは公共財の議論を国際金融分野においても展開すべきものと思うのであるが、それは霸權国の国民金融システムを無条件に国際公共財として認定する方法や全体的・集合的成果や状況に国際公共財を求める方法ではなく、国際公共性三元論の方法で発展させるべきものと考える。

それは、国際金融システム（国際決済や国際貸借システム）そのもの、つまり国際金融における働きや機能について、その国際共同利用的性格、国際共同利益的性格、国際共同制御的性格を科学的・具体的に解明、検証することである。そしてこの金融の国際共同利用的性格、金融の国際共同利益的性格、金融の国際共同制御的性格について、そのそれぞれの質的程度性と発展度を解明し、これについての理論的動態と歴史的動態を相互関連的に考察することである。このような議論をすすめることによって、金融における国際公共性研究を発展させることができるのである。

IV おわりに

われわれは、金融や国際金融における公共性研究を発展させるために、公共経済学の「公共財」論の問題点についての検討をすすめてきた。

この「公共財」論とその定義が、金融分野においては過小適用という状況を生み出し、金融の公共性研究の発展を妨げたというのがわれわれの結論である。なぜならこの「公共財」論は、金融の公共性についての研究をゆがめてしまい、その公共性的性格についての科学的・具体的な研究を封じ込めてしまうという作用を引き起こしたからである。

さらにこの「公共財」論とその定義は、国際金融分野（国際政治経済分野）においては過大適用され、金融の国際公共性研究（国際金融における公共性研究）の発展をも妨げたというのが、もう一つのわれわれの結論である。なぜならこれが国際的に応用された「国際公共財」論が、無条件に国際公共財の認定をしてしまうことで、金融の国際公共性についての科学的・具体的な研究や検証を抑え込んでしまうという役割を果たしたからである。

金融や国際金融における公共性研究を発展させるためには、われわれの公共

性三元論や国際公共性三元論を金融や国際金融分野に応用・発展させることが求められている。ただしこれは初步的な理論上の方法論であって、まだその内容は埋められていない。この作業は始まったばかりである。

注)

- 1) 次の拙稿の研究成果である。紀国正典 [2003]「金融の公共性・国際公共性諸学説の検討（1）——外部性論からのアプローチ——」。
- 2) 公共経済学における公共財の定義については、次の文献に依拠した。
本間正明 [1973]「公共財の純粹理論」、黒川和美 [1973]「公共財の理論——制度的側面からの再検討——」、ギフォード A., サントニ G. J. (佐藤博、吉田達雄、伊藤忠通訳) [1984]『公共経済学入門』、加藤寛、浜田文雅 [1996]『公共経済学の基礎』。
- 3) これは次の拙稿の研究成果である。紀国正典 [1999]「公共性と公共性諸学説——国際金融システムの規範的方法の検討（1）——」。
- 4) 公共財の定義を財・サービスの物理的・素材的属性に求めるこの誤りは、次の文献で明快に批判されている。坂井昭夫 [1980]『公共経済学批判』、二宮厚美 [1990]『公共財の経済学的検討』。

公共財の定義における物理的属性論を、ブキャナンは次のように批判する。

「純粹公共財やサービスは、伝統的には、その社会のすべてのメンバーにとって均等に利用可能なものと定義されている。このような財1単位が生産されると、それによって、すべてがほぼ等しい多数の消費単位が供給されることになる。ひとたび生産されると、その利用可能性を享受（正の享受あるいは負の享受）することからだれをも有効には排除しえないのである。R. A. マスグレイブが好んで用いる用語を使えば、市場で生産される財の特徴である排除原則は、この場合、妥当しないのである。排除原則が極端なあるいは極限的な意味で妥当する。新しい消費者はゼロの限界費用で加わることができる。

この定義は非常に制約的なものであり、したがって現代の公共財理論がこの理由にもとづいて批判されてきたということは驚くにあたらない。厳密にいえば、極端なあるいは極限的な定義に合致するような財やサービスは、本当にどのように記述しようと存在しない。」ブキャナン [1974]『公共財の理論』pp.50~51

- 5) これは、ゴーランドの見解である。ゴーランドは次のように述べる。

「経済学者は政府による介入の問題を分析するのに、普通は市場の失敗という枠組みを用いる。その基本的な仮説は、いくつかの仮定のもとでは自由市場のもとでの資源配分はパレート最適な結果をもたらす、すなわち消費者余剰と生産者余剰の和を最大にするというものである。これらの仮定が満たされないか、あるいは（消費者、生産者以外の）第三者の利害ないし所得分配が問題となるようなとき、市場

の失敗があるという。これは規制のための一応の論拠を与える。市場の失敗があるとすれば、次に介入の利益とその費用（しばしば政府の失敗と呼ばれる）を比較しなければならない（これについては前に解説したステイグラーの規制の理論参照）。そして、どこかの段階で適切な規制の形態を決めなければならない。

上のような経済学者の通常の分析方法は一般的には有益であるけれども、それを金融市場に適用しようとする試みはあまり成功したとはいえない。金融市場においても独占、自然独占、情報の不完全性（正しくは非対称性）などの形で市場の失敗があるということは容易にわかるし、第三者への無視できない影響（外部性）、所得分配への影響、そして公平性についての配慮などのことがらを考慮にいれることはもっと重要であるということわかる。しかし問題は、どのようにすれば一番うまく市場の失敗を矯正ないし帳消しにできるかという点なのである。

この問題に関してとくにおもしろいのは公共財の議論である。公共財とは、非競合性と非排除性という2つの特徴をもつ財のことである。Aがある財を消費してもそれによってBの消費可能量が減らないならば、その財は非競合性をもつという。街灯がその例である。街灯はAが歩いている道を照らしてくれるが、そこを同時に歩いているBにとってその分道が暗くなるということはありえない。非排除性とは、その財がAに対して供給されると、必然的にBにも供給されてしまうような性質をいう。ここでも街灯がそのいい例である。Aが歩いているときには街灯は道を照らすが、Bのときには消灯してしまうというようなことは考えられない。この特徴のために、公共財の費用をその利用者から徴収するための方法を考え出すのは困難である。このような状況では、どの人も誰か他の人が料金を払ってくれるのを待とうとする、フリーライダーの問題が起こる。したがって、市場にまかせておいたのでは公共財の供給は過小になってしまいがちである。よくいわれるよう、うまく機能する金融システムも公共財である。あるいは、金融システムの評判や信頼が公共財であるといったほうが、納得しやすいかもしれない。かくして、ここにも介入のための一つの論拠が見いだせる。」Gowland D., [1990] *The Regulation of Financial Markets in the 1990s*, pp.44~45（邦訳：デービッド・ゴーランド、井澤裕司・筒井義郎・平山健二郎・福田充男・森伸宏訳 [1992] 『1990年代の金融規制』pp.71~73）。

6) これは堀内昭義氏の見解である。堀内氏は次のようにいう。

「銀行業は各種の産業の中でも最も強く、かつ多様な公的規制を受けている産業のひとつである。日本では、銀行は公共性の高い産業であると考えられているが、その場合の公共性とは、『信用秩序の維持と預金者の保護をはかるためその経営の健全性を維持すること』（金融制度調査会1979）にある、と考えられている。もしも、銀行業に対する各種の規制を緩和ないし撤廃したならば、銀行間の過当競争によって銀行経営は不健全化し、信用秩序の維持と預金者保護とを図ることはできなくなると考えられているのである。」岩田規久雄・堀内昭義 [1985a] 「日本における銀行規制」 p. 3。

「銀行預金に対する人々の信認は、個々の銀行の安定的な経営を支えているという意味で一種の公共財として機能する。その信認が確固たるものであるかぎり、個々の銀行はたとえその経営内容が不良であっても、良好な経営を進めている銀行に伍して預金債務を発行することができる。しかし、ひとたび人々の預金に対する信認が揺らぐと、人々は経営内容の良し悪しに関係なく、預金を法貨に交換しようとする。おそらく、一つの銀行の経営破綻は預金に対する信認を少なからず毀損すると思われるが、個々の銀行経営は信認の公共財としての側面を無視する傾向をもつであろう。」堀内昭義〔1983〕「信用秩序維持と公的規制」p.19。

「過去半世紀間の主要諸国の銀行制度の変遷を振り返ってみると、銀行預金に対する信認を維持し、決済制度の安定性を保つためには公的規制が必要であり、市場による対応は高々それを補完するものに過ぎないという共通の判断をそこに明らかに読みとることができる。事態のこのような推移を説明するのは、それほど難しいことではない。つまり預金に対する一般の信認という一種の公共財を生産するためには、市場の対応は結局のところ十分効率的でないということである。」堀内昭義、前掲書、p.20。

7) これは筒井義郎氏の見解である。筒井氏は次のように述べる。

「金融の部門では、二重の意味で外部性が重要である。その第1は、個別金融機関の倒産が金融部門全体の崩壊をもたらす可能性があることである。（…中略：紀国…）もしなんらかの理由で預金者の大半が預金引き出しを決意すれば、銀行がそれに応じることはきわめてむずかしい。（…中略：紀国…）これを銀行が直面する流動性リスクの問題という。銀行組織の安定性は預金者のかなりきわどい信認の上に成り立っているのである。（…中略：紀国…）個々の銀行が自らの直接の利得を計算して選択した倒産確率は、銀行部門全体としては過大な倒産確率をもたらす可能性がある。この意味で、個別銀行が自分にとって最適であると考える以上に慎重さを要求することが、社会的に望ましいと考えられるのである。この外部性と密接に関係しているが、もう1つの外部性が考えられる。それは、預金金融機関が提供する決済システムが実物経済の取引にとって、一種の『公共財』としての役割を果たしていることである。銀行部門が存立できるかどうかは、金融業の利益だけでなく、全経済取引にとって重要である。金融機関の中でも、銀行（預金取扱金融機関）の安定性がとりわけ大きな注目を集めてきたのはこのためであり、金融規制の根拠も、金融システムの崩壊が金融恐慌となり、実体経済に破壊的な影響を与えることを避けることに求めることが多い。」筒井義郎〔1992〕「金融規制」pp179～181。

8) 以下の叙述は次の拙稿の研究成果を参照したものである。紀国正典〔1999〕「公共性と公共性諸学説——国際金融システムの規範的方法の検討（1）——」。

9) 公共性三元論は、次の拙稿における研究成果である。紀国正典〔1999〕「公共性と公共性諸学説——国際金融システムの規範的方法の検討（1）——」。

10) 國際政治・経済学分野において、国際公共性に關係した多数の重要な研究成果を發展させてきたのが、アメリカの国際政治経済学派（International Political

Economy:IPE) である。これには、ネオ・リアリズムの潮流に属するといわれる霸権安定論者と、それと対照的なネオ・リベラリズムの潮流にある相互依存論者がいる。

国際政治学分野において、リアリズム論者とは、国際関係は基本的にアナーキー状態（無政府状態）であり、その行為主体（actor）である国家は国益をめぐって、とりわけ軍事的な安全保障をめぐって対立と競争状態にあるとみて、国際協調を否定する論者の総称である。これと対照的にリベラリズム論者は、国家だけでなく非政府組織、多国籍企業、国際機関なども国際関係の行為主体となりうることを認め、国家も一元的單一体ではなく、政策領域によっては積極的な協調関係が発展するとみる論者のことである。1970年代にかけてこのリアリズム・リベラリズム論争が激しさを増したが、その後、この論争は、双方が歩み寄りつつ、より時代的状況に対応して理論を洗練化させた結果、1980年代にネオ・リアリズムとネオ・リベラリズムの論争となって再燃したが、その後収束したといわれている。ネオ・リアリズム論者は、国際的な制度や国際レジーム（international regimes）により対立が緩和されることを認めるが国際社会は依然としてアナーキーな状態にあり、国際関係は安全保障の分野はもちろん経済関係についても対立・競争関係にあるとみる。これに対してネオ・リベラリズム論者は、国家が国際関係における主要な行為主体であり利己的な行動をとることは認めつつも国際的制度やレジームの発展により積極的な国際協調が可能であるとの立場をとる。

- 11) このまとめは次の拙稿の研究成果を参照したものである。紀国正典〔2002〕「国際公共性と国際公共性諸学説（中）——国際金融システムの規範的方法の検討（2）——」。

広い意味での霸権安定論には、中心、準周辺、周辺という三層構造のシステムで霸権をとらえようとするウォーラースteinの世界システム論と霸権の長期サイクルを問題とするモデルスキーマの霸権循環論が含められる。

ここで取り上げる霸権安定論は、霸権による世界の政治経済の安定をとりわけ強調する論者のことであり、その先駆者たる国際経済学者のキンドルバーガー、さらにネオ・リアリズム論者のギルpinである。

石黒馨氏は、霸権安定論を「慈善的指導モデル」と、威嚇権力をともなう「強制的指導モデル」に分類し、前者の代表がキンドルバーガーであり、後者にギルpinやクラズナーを挙げている。石黒馨〔1998〕『国際政治経済の理論：霸権協調論の構想』第2章。

キンドルバーガーは、国際公共財について、次のようにいう。「私はようやく国際公共財について語るところまできた。第一のものは平和である。経済学者は戦後いかにして平和が回復され維持されてきたかについて、ほとんど言及してこなかった。われわれのはほとんどは戦争が資本主義から発生するというマルクス主義に反対するものであり、普通の市民や素人と同様に、歴史の研究者は、平和は支配的世界権力によってか（パックス・ロマーナやパックス・ブリタニカ）、あるいは力の均

衡によって供給されることに同意するようになっている。（…中略：紀国…）経済分野においては、いろんな国際公共財を確認することができる。例えば、海洋の自由をふくむ自由貿易制度、発展した財産権、重量標準、国際通貨や固定為替相場を計量する標準などである。1929年恐慌やその他の金融・経済危機の研究でとりわけ私の興味を引いたことは、平穏な時期における貿易制度、国際通貨、資本移動、継続的なマクロ経済政策、そして困難におちいったときの危機管理の発動である。最後のものについて、私は、供給過剰のときの市場の開放の維持、激しい供給不足のさいの供給源の確保、そして差し迫った金融危機のさいの最後の貸し手を考えている。」 Kindleberger C. P. [1986] “International Public Goods without International Government” pp. 7～8。なおここで詳細にふれることはできなかったが、この論文は、国際公共財に関する学説を政治学・経済学もふくめ広く論評・分析したものである。

なおこの論文は、Kindleberger C. P. [1988] *International Economic Order: Essays on Financial Crisis and International Public Goods* という単行本に再録されている。そこでは、国際責任（international responsibility）や経済責任（economic responsibility）という興味深い概念が提起されているが、この検討は今後にゆずりたい。

- 吉田和男氏は、パックス・アメリカーナというアメリカの覇権システムが、国際公共財であることを、次のように説明する。「軍事——通貨——貿易——援助のリンクは『規模の利益』の存在を媒介して、相互に依存してパックス=アメリカーナという国際公共財を形成し、この下で西側諸国は、①核の傘に入ることで安価に安全保障を手に入れ、②ドルを使うことで為替リスクを回避して貿易、投資を円滑に行い為替レートと経常収支安定を図ることで国内の経済安定を享受できた。③また自由貿易体制によって貿易の利益を得、④米国の援助によって広範囲な開発途上国を西側に取り込み、安い一次産品の確保を行うとともに、開発途上国の経済発展によって利益を受けたのであった。つまり、パックス=アメリカーナという世界体制の国際公共財として高いパフォーマンスを生んだのであった。」吉田和男 [1989] 「国際公共財試論——パックス=アメリカーナから国際協調時代へ—」pp.31～32。
- 12) 国際公共性三元論は、次の拙稿における研究成果である。紀国正典 [2002]「国際公共性と国際公共性諸学説（上）——国際金融システムの規範的方法の検討（2）—」。
- 13) これは次の拙稿の研究成果を参照したものである。紀国正典 [2002]「国際公共性と国際公共性諸学説（中）——国際金融システムの規範的方法の検討（2）—」。
- 14) 日本経済新聞（藤井良広記者）は、「ブレトンウッズ体制」発足から50年を記念して組んだ特集記事のなかで、次のようにいう。「ブレトンウッズは『二つの顔』をもっていた。一つは、金ドル本位制を軸とした固定為替相場制と、国際通貨基金（IMF）・世界銀行などにより、国際金融秩序の安定を目指す『国際公共財』の側面、もう一つは、米国が国際金融の支配力を英国から奪い、『ドルの時代』を築いた覇権体制の側面だ。冷戦崩壊後の戦後体制見直しの過程で、この『二つの顔』を

- どう描き直すかが問われている」日本経済新聞、1994年7月18日付け「ブレトンウッズ特集」。
- 15) 國際金融権能利益という概念は、次の拙稿の研究成果である。紀国正典 [1995] 「國際金融システム——グローバル・2国モデル」。
- 16) 坂井昭夫氏は、霸權安定論者のいう國際公共財は、非排除性や非競合性という國際公共財の特性を備えていないばかりか、その実体は霸權国の私的財であってその利益はもっぱら霸權国に帰属することを、アメリカがドル基軸の國際通貨制度を自國の赤字補填に利用していることや政策協調の実体がアメリカのためのマクロ経済調整であることなどを示して、鋭く批判している。國際政治経済学派（IPE）の批判的研究については、坂井昭夫氏の多くの業績がある。
- 17) 寿崎雅夫氏は、日本経済新聞「経済教室」で、次のように述べる。「①現行の國際通貨体制上の最大の問題は、米国の經常収支赤字の累積にあり、その課題は、米国の持つ『特権』——対外赤字の自動還流システム——に制約を加え、米国に金融節度を守らせることにある。②1980年代以降、日本や欧州にも自國通貨建ての國際金融市場が発達し始めた。また90年代のドイツ統一後、ドイツも対外赤字国に転落した。これで米国の『特権』にはかなりの制約が加わるようになった。③それでも米国は、日本に円高圧力を加えてくる。しかし、米国の『特権』に制約が生じた以上、過度の円高誘導は、ドル金利の急騰やドル暴落のリスク（危険）となって今や米国にはね返る。米国は『金融節度』の遵守が必要だ。」日本経済新聞、1994年1月25日付け。
- おそらく欧州単一通貨のユーロの登場と発展は、このときよりもっと米国の特権を制約するようになっている。このことは、國際公共財の研究の視点からも、たいへん興味ある課題であるので、今後、研究を深めていきたい。
- 18) 「グローバル拙速」という用語は、国民金融諸要素間のグローバル競争が金融の安全性・健全性を軽視した形ですすめられたことを批判的に表現しようとして、次の拙稿で示した概念である。紀国正典 [1998] 「日本版金融ビッグバンと市民生活——金融消費者主権は確立されるのか——」、紀国正典 [2001] 「金融コングロマリット——OECDの研究成果の検討——」。
- 19) 坂井昭夫氏は、D. Snidal [1985] "The Limits of Hegemonic Stability Theory, International Organization", そしてJ. A. C. Conybeare [1984] "Public Goods, Prisoners' Dilemmas and the International Political Economy"などの研究成果を引用し、霸權安定論者が國際公共財として示したもののが、非排除性や非競合性という基準でみても、その特性を備えていないことを批判的に明らかにしている。坂井昭夫 [1998] 『國際政治経済学とは何か』。
- なおスニーダルは、別の研究成果において、非競合性や非排除性を財の特性に求めるなどを批判して、公共財の供給という問題は、結局は適切な権利を保障し費用負担を強制できる能力をもつグループや組織の問題になり、公共財問題の解決には、適切な政治制度を発展させることが必要という。これにもとづいて國際公共財問題

については、世界政府アプローチ、共通の目標をもった地域的アプローチ、分権的アプローチの三つがあり得るという。これはたいへん重要な提言であって、公共財や国際公共財研究の正しい方向性を示したものである。D. Snidal [1979] “Public Goods, Property Rights, and Political Organization”。

- 20) この研究は、次のものである。I. Kaul・I. Grunberg・M. A. Stern [1999] *Global Public Goods: International Cooperation in the 21st Century* (邦訳: インゲ・カール、イザベル・グルンベルグ、マーク・A・スター編, FASID 国際開発研究センター訳 [1999]『地球公共財: グローバル時代の新しい課題』)。なお、地球公共財に関する非排除性と非競合性の分類表は、pp.454~455 (邦訳 pp.222~223) にある。

この研究成果の国際公共財論における理論上の問題点については、すでに次の拙稿で批判的そして好意的に検討した。紀国正典 [2002]「国際公共性と国際公共性諸学説（下）—国際金融システムの規範的方法の検討（2）—」、紀国正典 [2003]「金融の公共性・国際公共性諸学説の検討（1）—外部性論からのアプローチ—」。

[参考文献]

- Buchanan J. M. [1968] *The Demand and Supply of Public Good* (邦訳: ブキャナン J. M., 山之内光躬・日向寺純雄訳 [1974]『公共財の理論——公共財の需要と供給』文真堂).
- Buchanan J. M. [1987] *Economics between Predictive Science and Moral Philosophy*, (邦訳: ブキャナン J. M., 田中清和訳 [1991]『公と私の経済学』多賀出版).
- Gifford, A. and Santoni G. J. [1979] *Public Economics* (邦訳: ギフォード A., サントニ G. J., 佐藤博, 吉田達雄, 伊藤忠通訳 [1984]『公共経済学入門』新評論).
- Gilpin R. G. [1987] *The Political Economy of International Relations* (邦訳: ロバート・ギルピン, 佐藤誠三郎・竹内透監修・大蔵省世界システム研究会訳 [1990]『世界システムの政治経済学』東洋経済新報社).
- Gilpin R. G. [2000] *The Challenge of Global Capitalism: The World Economy in the 21st Century* (邦訳: ロバート・ギルピン, 古城佳子訳 [2001]『グローバル資本主義: 危機か繁栄か』東洋経済新報社).
- Gowland D., [1990] *The Regulation of Financial Markets in the 1990s*, (邦訳: デービッド・ゴーランド, 井澤裕司・筒井義郎・平山健二郎・福田充男・森伸宏訳 [1992]『1990年代の金融規制』有斐閣).
- 堀内昭義 [1983]「信用秩序維持と公的規制」『季刊現代経済』1983, 秋季号.
- 堀内昭義編 [1990]『国際経済環境と経済調整』アジア経済研究所.
- 堀内昭義 [1992]「銀行経営と自己資本規制および市場規律」全国銀行協会連合会

- 『金融』1992年12月号.
- 堀内昭義 [1993] 「銀行行動と金融システムの安定性」貝塚啓明・原田泰編『90年代の金融政策』.
- 堀内昭義編 [1994] 「日本経済と金融規制——変遷と課題」堀内昭義編『講座・公的規制と産業⑤金融』NTT出版株式会社.
- 堀内昭義編 [1994] 『講座・公的規制と産業⑤金融』NTT出版株式会社.
- 池上惇 [1984] 『管理経済論』有斐閣.
- 池上惇 [1989] 『公共性・共同性・官僚性』宮本憲一編『公共性の政治経済学』自治体研究社.
- 池上惇 [1990] 『財政学——現代財政学の総合的解明』岩波書店.
- 池上惇 [1991] 『経済学——理論・歴史・政策』青木書店.
- 池上惇 [1994] 『経済学への招待——現代経済のしくみと日本経済——』有斐閣.
- 池上惇 [1996] 『現代経済学と公共政策』青木書店.
- 池上惇 [1996] 『マルチメディア社会の政治と経済』ナカニシヤ出版.
- 池上惇 [2003] 『文化と固有価値の経済学』岩波書店.
- 井堀利宏 [1993] 「“国際公共財”的明確化と日本の役割」『日本経済研究センター会報』1993.5.1.15.
- 石黒馨 [1998] 『国際政治経済の理論：霸権協調論の構想』勁草書房.
- I. Kaul · I. Grunberg · M. A. Stern [1999] *Global Public Goods: International Cooperation in the 21st Century* (邦訳：イング・カール、イザベル・グルンベルグ、マーク・A・スター編, FASID国際開発研究センター訳 [1999] 『地球公共財：グローバル時代の新しい課題』日本経済新聞社).
- 岩田規久雄・堀内昭義 [1985a] 「日本における銀行規制」東京大学『経済学論集』第51巻第1号.
- 岩田規久雄・堀内昭義 [1985b] 「日本における銀行規制（2・完）」東京大学『経済学論集』第51巻第2号.
- 加藤寛・浜田文雅 [1996] 『公共経済学の基礎』有斐閣.
- Kindleberger C. P. [1986] "International Public Goods without International Government", *The American Economic Review*, March.
- Kindleberger C. P. [1988] *International Economic Order: Essays on Financial Crisis and International Public Goods*.
- 紀国正典 [1994] 「国際金融統計のディスクロージャーと情報インフラストラクチャー」高知大学経済学会『高知論叢』第48号.
- 紀国正典 [1995] 「国際金融システム—グローバル・2国モデル」高知大学経済学会『高知論叢』第54号.
- 紀国正典 [1996] 「国際金融取引——グローバル・2国モデル」高知大学経済学会『高知論叢』第55号.
- 紀国正典 [1996] 「国際金融構造——グローバル・2国モデル」高知大学経済学会

- 『高知論叢』第57号.
- 紀国正典 [1997] 「国際金融システム——多数国モデル」高知大学経済学会『高知論叢』第60号.
- 紀国正典 [1998] 「日本版金融ビッグバンと市民生活——金融消費者主権は確立されるのか——」高知大学経済学会『高知論叢』第63号.
- 紀国正典 [1999] 「公共性と公共性諸学説——国際金融システムの規範的方法の検討（1）——」高知大学経済学会『高知論叢』第65・66合併号.
- 紀国正典 [1999] 「国際金融システムと金融制御」池上惇・森岡孝二編『日本の経済システム』青木書店, 1999年12月.
- 紀国正典 [2001] 「金融コングロマリット——OECDの研究成果の検討——」高知大学経済学会『高知論叢』第70号.
- 紀国正典 [2002] 「国際公共性と国際公共性諸学説（上）——国際金融システムの規範的方法の検討（2）——」高知大学経済学会『高知論叢』第73号.
- 紀国正典 [2002] 「国際公共性と国際公共性諸学説（中）——国際金融システムの規範的方法の検討（2）——」高知大学経済学会『高知論叢』第74号.
- 紀国正典 [2002] 「国際公共性と国際公共性諸学説（下）——国際金融システムの規範的方法の検討（2）——」高知大学経済学会『高知論叢』第75号.
- 紀国正典 [2003] 「金融の公共性・国際公共性諸学説の検討（1）——外部性論からのアプローチ——」高知大学経済学会『高知論叢』第78号.
- 黒川和美 [1973] 「公共財の理論——制度的側面からの再検討——」慶應義塾経済学会『三田学会雑誌』第66巻10号.
- 室井力・原野翫・福家俊朗・浜川清編 [1990] 『現代国家の公共性分析』日本評論社.
- 根岸隆・岡野行秀 [1973] 『公共経済学』有斐閣.
- 二宮厚美 [1990] 「公共財の経済学の検討」室井力・原野翫・福家俊朗・浜川清編『現代国家の公共性分析』日本評論社.
- 野口悠紀雄 [1984] 『公共政策』.
- 筒井義郎 [1992] 「金融規制」貝塚啓明・池尾和人編『金融理論と制度改革』現代金融シリーズ第2巻, 有斐閣.
- 坂井昭夫 [1980] 『公共経済学批判』中央経済社.
- 坂井昭夫 [1991] 『日米経済摩擦と政策協調』有斐閣.
- 坂井昭夫 [1993] 『マクロ政策協調の現段階』京都大学経済研究所, KIER リプリントシリーズNo.369.
- 坂井昭夫 [1993] 『霸権理論とポスト冷戦秩序シナリオをめぐる論壇状況』京都大学経済研究所, KIER, 9306.
- 坂井昭夫 [1995] 『ネオ・リアリズム——霸権安定論——国際公共財論——「国際政治経済学」——サーベイの一環として——』京都大学経済研究所, KIER, 9502.
- 坂井昭夫 [1995] 『霸権国理論をめぐる論壇状況』『関西大学商学論集』第40巻, 第2号.
- 坂井昭夫 [1995] 『ネオ・リアリズムと国際公共財』『関西大学商学論集』第40巻, 第

4・5号。

坂井昭夫 [1997] 『「国際的相互依存論」とは何か? —「国際政治経済学」サーベイの一幕—』京都大学経済研究所, KIER, 9701.

坂井昭夫 [1998] 『国際政治経済学とは何か』青木書店.

坂井昭夫 [1999] 『国際公共財としての通貨システム』京都大学経済研究所, Discussion Paper No.9804.

Wyplosz Charles [1999] "International Financial Instability", I. Kaul · I. Grunberg · M. A. Stern [1999] *Global Public Goods: International Cooperation in the 21st Century* (邦訳: チャールズ・ウィプロツ「国際金融の不安定性」イング・カール, イザベル・グルンベルグ, マーク・A・スターン編, FASID 国際開発研究センター訳 [1999] 『地球公共財: グローバル時代の新しい課題』日本経済新聞社, 第3章).

吉田和男 [1989] 「国際公共財試論 —— パックス=アメリカーナから国際協調時代へ—」大蔵省財政金融研究所『フィナンシャル・レビュー』December.

吉田和男 [1993] 『システム摩擦 —— 国境をもつ資本主義』日本評論社.

山本吉宣 [1988] 「覇権とレジーム —— 公共財の視点から」鶴武彦・山本吉宣編著 [1988] 『相互依存の理論と現実』有信堂高文社.

山本吉宣 [1989] 『国際的相互依存』東京大学出版会.

山本吉宣 [1996] 「国際レジーム論 —— 政府なき統治を求めて」国際法学会『国際法外交雑誌』第95巻, 第1号.

山本吉宣 [2001] 「安全保障: グローバル・ガヴァナンスの境界領域」渡辺昭夫・土山實男編『グローバル・ガヴァナンス』東京大学出版会.